社会福祉法人上金田福祉会役員等の報酬等に関する規程

第1条　この規程は、社会福祉法人上金田福祉会（以下「本法人」という。）定款二一条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員等）
第2条　この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

（報酬）
第3条　役員の報酬は無報酬とする。

（改正）
第３条　この規程は、評議員の決議を得てから改正する。

附則
この規程は、平成30年　４月　１日から施行する。